

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所 第3委員会室	
		担当職員 山末	
日 時	平成30年8月22日(水曜日)	開 議	午後 2 時 00 分
		閉 議	午後 3 時 45 分
出席委員	◎平本 ○富谷 酒井 小川 齊藤 菱田 小島 馬場		
理事者 出席者			
事務局	片岡事務局長、鈴木議事調査係長、山末主事		
傍聴者	市民 2名	報道関係者 0名	議員0名

会 議 の 概 要

1 開 議

2 子どもの権利条例（仮称）について

<平本委員長>

前回の委員会での意見や各委員からの提案に基づき、別紙のとおり政策提言書を作成した。内容を一読いただき、加筆、修正等について意見をいただきたい。

<齊藤委員>

提言4の(2)について、クラブ活動費を予算化するということか。

<酒井委員>

そうである。予算が大きくなるのではないかという心配もあると思うが、大事なことは子どもの権利が守られることである。困窮している家庭でクラブ活動や学校での活動が制限されることのないようにしてもらえればよいと思っている。2010年に、PTA会費やクラブ活動費を就学援助経費に含めるようにという通知があったが、自治体によってばらつきがあり、亀岡市では行っていない。表現に工夫が必要になると思うが、扶助費として出せなかったとしても、困っている人がいる場合に、そういうことのないようにしてもらいたいという内容が入ればよいと思う。

<齊藤委員>

PTA会費について言われたが、現実問題として、PTAには参加せず、主張だけはするということがある。話は違うが、自治会においても、自治会には入らないが資料はほしいということがある。いいとこどりではいけない。全ての市民がそういう方向に向かっていくようにしなければうまくいかないのではないと思う。そのあたりを危惧している。

<平本委員長>

提言4の(2)については、「扶助の対象にクラブ活動費を含めること」と具体的に書かれているが、この内容は総務文教常任委員会の所管になってくる。ここまで当委員会で提言してよいものなのかと思う。「要保護及び準要保護児童生徒への扶助費の拡充」というような表現に留めておいてはどうかと思った。

<小川委員>

クラブ活動費という言葉に引っかかるが、所管をまたがるのであれば説明をしていけばよいと思う。クラブ活動費とは、中学生の部活動に関する事か。

<酒井委員>

そうである。提言4にこれを入れたのは、項目が決まっているにもかかわらず、自治体の選択により支給されていないものがあるということで書いたが、扶助費として実現する必要はない。表現が気になるということだけであり、資源配分をきちんとすべきということに賛同いただけるのであれば、表現を変えていけばよいと思う。

<小川委員>

内容はよくわかる。文言を整理していけばよいと思う。

<平本委員長>

全体的な内容について意見はあるか。

<小川委員>

提言3の(2)について、「独立の機構を設けること」と書かれているが、ここまで書くべきなのか。

<酒井委員>

この項目以外にも、ここまでできないのではないかという内容があると思う。しかし、これは提言なので、これをしてもらいたいと思っていることについて、他の方法があればそれを検討してもらえればよい。取り組んだ方がよいが資源が足りないということであれば、資源がきちんと配分されるように努力してもらいたいということであり、これが全て実現するとは思っていない。本来であればこういうことが必要であるということを書いている。独立の機構を設けることについては、国単位でもそれができておらず、国連の子どもの権利委員会から、監視・救済の機関ができていないため、懸念を表明するということ指摘されたという状況がある。子どもオンブズパーソンを設置している自治体もあるが、権限の範囲が明確でないということや、活動できるような財源等が配分されているのかということが不明なので、これは懸念しておかなければならないと思う。現状の亀岡市では難しいかもしれないが、提言としては入れておいてもよいと思う。

<小川委員>

現実的には厳しいと思うが、非常に大事な項目だと思うので、提言に入れておけばよいと思う。

<平本委員長>

理想として掲げていくということだけでよいと思う。必要であれば文言を調整する。

<齊藤委員>

希望とすることが入っている。できるようにしていかなければならないという意味の提言なので、これでよいと思う。

<平本委員長>

提言6、8については、意見をいただいて文言をまとめていきたい。この項目が必要なければ省いてもよい。

<菱田委員>

提言6は、条例案の第5条第7項に関係してくると思う。第5条第7項は「地域住民は、基本理念にのっとり、子どもが健やかに育つことのできる安全で安心な地域づくりに努め、子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会づくりを通じて、子どもの権利を保障しなければならない。」となっている。これに結ぶような提言でなければならないと感じている。そのため、提言6には「地域住民をはじめ、市民がふるさとの宝である子どもと関わる機会づくりの啓発を図ってい

く」というような内容を入れてはどうかと思う。

<富谷副委員長>

提言6、8はどちらも必要だと思う。提言6は「(1) 全ての子どもが平等に地域行事や市のイベント等に参加できるように支援体制を整備すること。(2) 子どもたちがまちづくりに参画できる機会を創出すること。」とし、提言8は「(1) 人間性を育むさまざまな体験や活動の機会創出を積極的にすること。(2) 地域文化の伝承に努め文化芸術に触れられる機会をつくること。」としてはどうかと考えた。また、提言5の(4)について、「十分な資質を備えていることを担保すること」と書かれているが、何をもって十分な資質を備えていると判断するのか。

<馬場委員>

前文で「子どもの貧困対策に関する提言」を市長に行ったが、提言内容の進捗には至っていない。」と書かれているが、「遺憾ながら」「残念ながら」というような文言を加えておいた方がよいのではないかと思った。また、提言8について、「子ども遊びの場の保障をすること」という内容を大前提として入れてもらえればと思う。

<齊藤委員>

前文について、提言を行い、それが全く進捗していないにも関わらず、また提言を出すのかというふうに見える。書き方を変えてはどうかと思う。

<平本委員長>

前文については後ほど議論したい。提言6、8について、菱田委員、富谷委員の意見を入れていくことに意義はないか。

<小川委員>

それでよいと思う。しかし、提言6と8は関連しているように感じる。

<齊藤委員>

遊びを通じてコミュニケーションがとれたり、要保護及び準要保護の子どもたちの心のケアにもなっていくと思う。それをうまく表現できればと思う。

<酒井委員>

提言8について、子ども議会を開催した時に、子どもたちが遊ぶ場所がほしいという意見があった。土日等に連れて行ってもらえる子どももいれば、連れて行ってもらえない子どももいる。また、学校から帰ってから遊ぶ場所がないということを言われていたので、そういう声に応えて適切な環境を整えていくということが第一にあり、場所が必要だということを強調した上で文化的活動等に触れられるとよいと思う。

<菱田委員>

遊び場は大事だと思う。その中で、子どもが遊んでいる場所には必ず大人が見守りをしている。公園ができたとしても見守ってくれる大人がいなければ、なかなか親は安心して子どもを遊びに出せない。それが地域住民の関わりにつながる。そういう意味では提言6と8をくくってもよいのではないか。余暇や文化的活動は行政が提供するのではなく、地域で取り組んでもらい、それを行政が支援していくという形の方がよいのではないかと思う。

<馬場委員>

子どもが身近に遊べる場所をしっかりと保障していくことが大事である。

<酒井委員>

提言6の内容が先ほどの意見以外になれば提言8と一緒にしてもよいと思うが、子どもの遊びの見守りだけではなく、子どもに関する活動をされている団体はいろ

いろいろあるので、そことの連携を含めるのであれば分けた方がよいと思う。

<平本委員長>

私も提言6と8をまとめてもよいのではないかと思ったが、それについてはどうか。

<小島委員>

提言6については、子どもに関する諸団体との協力について入れられればと思う。

<酒井委員>

遊びや文化的活動や余暇についての団体だけではない場合は分けた方がよいと思う。地域の人の見守りだけを提言8に入れ、提言6には子どもに関わる活動をする諸団体との連携について入れておくのもよいと思う。

<平本委員長>

提言6と8を分け、団体を明記していくこととしてよいか。

<了>

<平本委員長>

他に意見はあるか。

<小川委員>

富谷副委員長から意見のあった提言5の(4)の「十分な資質」の部分が気になっていた。

<齊藤委員>

資質には広い意味があると思う。

<酒井委員>

十分な資質とは何かということを書いた方が問題だと思う。資質という言葉が意味することは、子どもの権利条約を知っていなければならないということである。子どもの権利についての学習を学校等で行う場合に、先生が十分に理解した上でやっていくということを保証したい。表現が気になるのであれば、(2)と一緒にすることもできると思う。

<富谷副委員長>

指導をする者が十分な資質を備えていることは当たり前のことだと思う。あえて書くようなことなのか。

<齊藤委員>

多様性のある人間を育てていかなければならない。あまり硬くなるのではなく、いろいろな人の意見を聞き、いろいろな指導を受けていけばよいと思う。

<馬場委員>

子どもの権利条約を十分に理解しているということが十分な資質を持っているということだと思う。

<酒井委員>

子どもの権利条約や子どもの権利条例の中身を理解しているということである。

<富谷副委員長>

あえて書く必要はないのではないかと思う。

<酒井委員>

「子どもの権利について十分な知識を備えていること」としてはどうか。

<富谷副委員長>

その方が理解しやすいと思う。

<齊藤委員>

「十分な」は必要ないと思う。

<平本委員長>

「十分な」は削除する。先ほど意見のあった前文についてはどのようにするか。

<齊藤委員>

「子どもの貧困対策に関する提言」を市長に行った。」とすればよいと思う。

<馬場委員>

それでよい。

<平本委員長>

「提言内容の進捗には至っていない。」の部分は削除してよいか。

<了>

<平本委員長>

他に意見はあるか。

<酒井委員>

提言を行ってから議会がどのように対応していくのかということについても入れておきたいと思っている。「環境厚生常任委員会は今後、子どもの権利の趣旨に基づき配分される資源の推移及びこの提言書において提言した事項を含む子どもの権利に関する政策の推進状況とその効果を毎年検証する。」ということを変更したいと思う。また、現実的に難しいことも書いてあるが、それについても、補足する意味で「委員会は検証の際には、実務に精通している現場の意見が尊重されるべきであることを確認する。」という内容を入れておくとよいと思う。また、「提言の趣旨を実現するための具体的方策については、現場の判断によってより効果的な選択をされたい。」ということを入れ、「実現が望ましいことについては、予算および実施体制を整えるよう努め、早期実現を目指されたい。」と結んではどうかと思う。

<平本委員長>

新たに項目を設けて入れるのか。

<酒井委員>

提言項目の中に入れるのではなく、前文に加えればよいと思う。

<平本委員長>

これを入れることについて意見はあるか。

<小川委員>

これから関与していくのは当然のことだと思うが、前文は既に文章がまとまっているので、ここに入れることができるのか。

<酒井委員>

関与していくということだけであれば書かなくてもよいと思うが、提言の中には無理があるような内容も含まれているので、なぜそのようなことが書かれているのかということ伝えるためにも入れてもらいたい。

<平本委員長>

文言をまとめるとどのようになるか。

<酒井委員>

「亀岡市議会環境厚生常任委員会は、今後、子どもの権利の趣旨に基づき配分される資源の推移及びこの提言書において提言した事項を含む子どもの権利に関する政策の推進状況とその効果を毎年検証する。執行部において基本計画の進捗管理のために作成された資料等を、委員会での検証資料として共有されたい。委員会は検証の際には、実務に精通している現場の意見が尊重されるべきであることを確認する。提言の趣旨を実現するための具体的方策については、現場の判断によってより効果的な選択をされたい。実現が望ましいことについては、予算及び実施体制を整

えるよう努め、早期実現を目指されたい。」となる。

<菱田委員>

提言ではなく要望事項のように感じる。逐条解説の中に入れてはどうか。

<酒井委員>

それでよいと思う。

<馬場委員>

検証の部分の説明で提言の意味がわかるようにすればよい。

<平本委員長>

逐条解説に入れていくこととしてよいか。

<了>

<平本委員長>

他に意見はあるか。

<事務局長>

提言4について、「資源配分」は「予算配分」という意味か。

<酒井委員>

そうである。

<事務局長>

行政が予算の推移を把握するということか。

<酒井委員>

そうである。子どもに関する施策にどれぐらいの予算を割いているのかということが追いかけられないようになってきているという問題があると思う。基本計画を策定し、子どもの人権保障を推進していく時にも、どれぐらい配分されているのかを把握していなければ検討のしようがない。区分けがはっきりしておらず、わかりにくい部分があるので、注視して把握されたいという意味である。

<事務局長>

「資源」とすると、予算配分のことなのか、それ以外の内容も含むのかわかりづらい。また、提言5の(5)もわかりにくい部分がある。

<馬場委員>

「資源」という場合には財力と人力になる。それに関する説明がなければ資源という言葉が一人歩きするのではないかと思う。

<酒井委員>

「予算」とすればわかりやすくなるのか。

<馬場委員>

お金の問題だけなのかはわからない。

<酒井委員>

皆はわかりにくいと感じるか。

<平本委員長>

ヒト・モノ・カネの問題であれば予算に限らないため、「資源」のままでよいと思うがどうか。

<富谷副委員長>

ヒト・モノ・カネの推移をどのようにして把握するのか。「予算」とした方がわかりやすいと思う。

<菱田委員>

「予算」というと、去年と比べてどうなのかというふうにはしか把握されない。そうではなく、地域で取り組んでいることも資源だと思う。行政はあまり関わらないの

かもしれないが、民間の施設やNPOの活動等も把握し、その中で、よいことをどんどん啓発していくことにより他のことにつながっていくと思う。そういう広い目線を持つという意味であれば、「資源」の方が適切だと思う。予算の使い方はもちろんだが、それをどのように生かしていくのか、お金を使わなくてもこういうことができるのではないかということにも目を向けていくということを含めるのであればこの表現の方がよい。

<馬場委員>

一定の解釈ができるように「予算等」としてはどうか。

<酒井委員>

私がこれを提案した時に考えていたのは、亀岡市が配分できる資源についてのことであり、地域の資源の推移を把握してほしいという意味ではなかった。この項目の意図は、いろいろな事業を増やしたり減らしたりして、どのようになっているのかがわかりにくいので、それをきちんと把握してほしいという意味で書いた。先ほど人の配分について意見があったが、人は事業費の中に入っていない場合もあるので、それも課題になっていると思う。政策を推進する執行部にとっても必要な情報だと思う。「資源」という言葉でわかりにくいのであれば、「予算等」が私の考えていたことに最も近い。地域等の資源を含むのであれば「予算」では表現しきれないと思う。

<平本委員長>

「予算等」になると予算関連になる。これまでの意見をまとめると「資源」という文言がよいと思う。

<酒井委員>

提言には理想とするところまで書いてもよいという意見もあったので、「資源」としてはどうか。資源まで把握することが理想だが、まずは市の判断で配分できるものを把握することになると思う。いきなり地域の資源まで推移を把握することは現実的に可能とは考えていないということが伝わればよいと思う。

<平本委員長>

「資源」としてよいか。

<了>

<平本委員長>

それでは「資源」とする。また、提言5の(5)について、「日常の具体的な場面での適用を可能とする内容になるよう留意すること。」という表現がわかりにくいという質問があったが、それについてはどうか。

<酒井委員>

知識についての普及だけではなく、日常的の具体的な場面でどのように活用できるのかということ伝えていけるような学習を行ってほしいということである。例えば、困ったことがあった場合にどこに救済を求めればよいかということや、権利を適切に行使するためにはどうすればよいのかということ、日常の場面に当てはめてわかるようにしてほしいということである。わざわざそれを書かなくても、それが普及啓発だと思っているが、他市の状況を見ていると、実際に子どもの権利を行使するのに役立つ普及啓発をしているところもあれば、パンフレットを配付したり、標語をつくるだけで終わっているところもある。そういうことにはならないようにしてもらいたいということである。

<平本委員長>

各自治体で啓発をされているが、自己満足のような啓発を行っている自治体もある

ように聞いている。この文言でわかりにくければ修正していきたいがどうか。

<小川委員>

このままでよいと思う。

<平本委員長>

修正は行わないこととする。他に意見はあるか。

(意見なし)

<平本委員長>

本日の意見を取りまとめ、正副委員長で文言を調整し、再度確認いただく。また、前回の委員会で、環境厚生常任委員会と総務文教常任委員会の合同による教育委員会との意見交換について議論があった。総務文教常任委員長に意見交換会の開催を打診したところ、先日の総務文教常任委員会で議論いただき、合同で意見交換会を開催してもよいという結論に至ったと聞いている。本日、資料として配付した申し入れ書(案)を総務文教常任委員長宛に送付し、意見交換会の開催に向けて進めていきたいと思う。この内容でよいか。

<了>

<平本委員長>

この内容で申し入れを行う。10月頃の開催に向けて調整を行っていく。教育委員会とどのような議論をしていくかということについて、準備いただきたい。当日の進行方法等については、調整を進めた中で報告する。

5 その他

<平本委員長>

次回の委員会は9月14日(金)午後1時30分から議案審査を行う。

散会 ～15:45